

愛媛県〇〇〇に係る広告ポスター掲示契約書（案）

愛媛県〇〇〇長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、愛媛県〇〇〇における広告ポスター（以下「広告」という。）の掲示について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第2条 乙は、別紙愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領に基づき、愛媛県〇〇〇において広告を掲示し、甲に対しその対価を支払う。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって前項の広告の掲示に係る業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 契約金額 円

（うち消費税及び地方消費税の金額 円）

(2) 契約期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

（契約保証金）

第4条 乙は、前条第1号に定める契約金額（以下「契約金額」という。）の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。

（契約金額の減額）

第5条 乙の責に帰すことのできない事由により、広告の掲示期間において当該広告が掲示できなかったときは、その掲示しない1日につき、契約金額を第3条第2号の契約期間の日数で除して得た金額を減額する。ただし、当該広告を掲示しなかった期間が1日に満たない場合は、契約金額を減額しない。

2 乙が広告を掲示できない事由が天災、事変その他非常事態の発生により愛媛県〇〇〇の運営を行わなかったことであるとき、または、愛媛〇〇〇管理規則第〇条第〇項に規定する休館日であるときは、契約金額を減額しない。

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、契約金額（前条第1項及び第10条の規定により減額したときは当該減額後の金額）を、平成27年4月末日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項の規定により納付期限までに契約金を納付しないときは、当該未払額につき、延滞日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額に100円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。

(業務の遂行が困難となった場合の措置)

第7条 乙は、業務の遂行が困難となり、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

(協議による契約の解除)

第8条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱（平成18年5月30日制定）第2条各号のいずれかの事項に該当すると認められるとき。

2 前項の場合において、乙に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

(契約を解除した場合の契約金額)

第10条 契約金額は、第8条の規定により契約を解除した場合は減額し、前条の規定により契約を解除した場合は特別の事情があると甲が認めるときを除き減額しない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定により契約金額を減額する場合について準用する。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、この契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の費用等)

第 14 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除の後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(危険負担)

第 17 条 この契約を締結した後、広告の掲示開始日までに甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、松山地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

愛媛県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

甲 愛媛県〇〇〇長

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等

を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。